

諸外国向けに輸出される食品に関する証明書の発行について

平成23年4月25日
京都府農林水産部

京都府では、福島原子力発電所の事故後、農林水産省の要請を受け、EU向けに輸出される食品について証明書の発行を行っているところです。このたび、EU以外の諸外国向けにも下記のとおり証明書を発行することとしましたのでお知らせします。

記

1 受付開始日

平成23年4月25日（月）

2 発行する証明書について

(1) 申請受付対象

- ア 加工食品については京都府内に加工場がある事業者で、次の(2)のアに該当する食品を輸出するに当たり証明書の発行を希望される事業者
- イ 生鮮食品については、次の(2)のイに該当する食品を輸出するに当たり証明書の発行を希望される事業者

(2) 京都府で証明書を発行するもの

- ア 加工食品については、次の(ア)又は(イ)
 - (ア) 最終の加工地が京都府内で、平成23年3月11日より前に加工されたもの
 - (イ) 最終の加工地が京都府内で、その主原料が相手国の指定する都道府県のものでないもの
- イ 生鮮食品については、京都府内で産出（収穫など）されたもの

3 申請書類及び手続要領について

- (1) シンガポール向け（EU同様日本政府と合意が得られたもの）
別添「シンガポール向けに輸出される食品に関する証明書発行手続要領」を参照
- (2) その他の国向け（日本政府と合意が得られていないが府独自で発行するもの）
別添「その他の国向けに輸出される食品に関する証明書発行手続要領」を参照
京都府ホームページ（研究普及ブランド課

<http://www.pref.kyoto.jp/n-yusyutsu/index.html>）に掲載

* 本申請に係る手数料は全額免除対象

4 申請受付窓口について

農林水産部研究普及ブランド課 輸出食品証明申請窓口<京都府庁2号館6階>
(TEL 075-414-4972又は4973)

5 その他

EU（ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス含む）及びシンガポールについては政府間で合意された内容で証明書を発行しますが、その他の国向けの証明については京都府独自のものであり、相手国と合意されたものではありません。

広報内容の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

研究普及ブランド課 担当：藤井課長 TEL 075-414-4956

シンガポール向けに輸出される食品に関する証明書発行手続要領

平成23年4月25日
京都府農林水産部

1 申請受付対象

京都府内に加工場がある事業者で、牛乳・乳製品、食肉、果実、野菜（加工品を含む）（詳細は別表1を参照）をシンガポールに輸出するに当たり証明書の発行を希望される事業者

* 別表1以外の食品については、シンガポールから証明書の添付は求められていませんので、本申請の必要はありません。

2 証明書を発行する食品

別表1の食品のうち、次のア又はイを証明

ア 最終加工地が京都府内で、平成23年3月11日より前に収穫・加工されたもの

イ 最終加工地が京都府内で、その主原料*が別表2に記載の都道府県のものでないもの

* 原材料の重量に占める割合が最も高い材料

3 証明書発行対象相手国

シンガポール

4 申請書提出様式

申請される事業者等の方は記入例を参照の上、それぞれ希望される証明内容ごとに下記様式を提出のこと

□別記様式2～7の記入例（記入注意事項）

(1) 加工食品の場合

ア「最終の加工地が京都府内で、平成23年3月11日より前に加工されたもの」の証明を希望される事業者等

(ア) 証明書発行申請書（別記様式1）

(イ) シンガポールへの輸出申請書（別記様式2）

(ウ) 証明書発行依頼リスト表（別記様式3）

(エ) 加工食品製造年月日確認書（別記様式4）

(オ) 集荷伝票等の写し（別記様式4を証明する資料）

(カ) 返信用封筒（郵送での証明書の返信を希望される場合）

(キ) 別記様式2の記載事項を確認することができる書類（INVOICE）等

イ「最終の加工地が京都府内で、その主原料が別記の欧州委員会規則に記載の都道府県のものでないもの」の証明を希望される事業者等

(ア) 証明書発行申請書（別記様式1）

(イ) シンガポールへの輸出申請書（別記様式2）

(ウ) 証明書発行依頼リスト表（別記様式3）

- (エ) 加工食品加工地確認書（別記様式5）
- (オ) 加工食品主原料生産地確認書（別記様式6）
- (カ) 集荷伝票等の写し（別記様式4または6を証明する資料）
- (キ) 返信用封筒（郵送での証明書の返信を希望される場合）
- (ク) 別記様式2の記載事項を確認することができる書類（INVOICE）等

(2) 生鮮食品の場合

ア 「京都府内で産出されたもの」の証明を希望される事業者等

- (ア) 証明書発行申請書（別記様式1）
- (イ) シンガポールへの輸出申請書（別記様式2）
- (ウ) 証明書発行依頼リスト表（別記様式3）
- (エ) 生鮮食品生産地確認書（別記様式7）
- (オ) 集荷伝票等の写し（別記様式7を証明する資料）
- (カ) 返信用封筒（郵送での証明書の返信を希望される場合）
- (キ) 別記様式2の記載事項を確認することができる書類（INVOICE）等

5 証明書発行

京都府農林水産部は、上記申請書事項を審査確認の上、別記様式2に署名押印することにより、証明書を発行

6 申請手順

- (1) 申請書を窓口まで郵送又は持参。なお、事前に申請書をFAX又はメールで送付いただければ事前審査を行うことも可能

窓口

京都府農林水産部研究普及ブランド課

〒 602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(TEL : 075-414-4972 または 4973、FAX : 075-414-4974)

(メールアドレス : kenkyubrand@pref.kyoto.lg.jp)

※郵送の場合は表に「輸出証明申請在中」と朱書きのこと

※持参される方は京都府庁2号館6階

※窓口での受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで

- (2) 本申請について手数料は無料（手数料全額免除対象）
- (3) 返信用封筒は住所等を記入の上、切手を貼付したものを準備。なお、特定記録郵便（配達記録付き）で返信のため、切手は基本料金プラス160円を貼付のこと
- (4) 提出書類に不備があった場合の連絡のため、必ず申請書に担当者氏名及び連絡先電話番号を記入のこと
- (5) 証明書は郵送にて返送。また、受け取りを希望される場合はその旨連絡のこと

7 問い合わせ等

詳細は京都府ホームページ（研究普及ブランド課内「京都府の農林水産物・加工品の輸出促進」）を参照

お問い合わせは京都府農林水産部研究普及ブランド課 輸出食品証明申請窓口
(TEL : 075-414-4972 または 4973 FAX : 075-414-4974) 京都府庁2号館6階 まで

※窓口での相談受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで

(別表1)

証明書発行の対象となる産品(シンガポール側の品目分類8桁コード)
 [未定稿。現在、シンガポール側に確認中。]

- この表は、シンガポール政府が、我が国からの食品の輸入について、産地(都府県)を指定して輸入を一時停止している産品の範囲を示したリストです。このリストに掲げられている産品については、輸入一時停止の対象として指定している都府県の原因ではないとの証明書を添付することによって、輸入が認められることになります。
- このリストにおいて、産品はシンガポール側の品目分類8桁コードで示されています。なお、品目分類コードについては、上6桁はHS(商品の名称及び分類についての統一システム)条約に基づいて世界共通となっていますが、7桁目以降は各国が独自に設定しています。このため、シンガポールは8桁であるのに対して、我が国は9桁となっており、同一商品であっても国によって分類コードが異なることにご注意ください。
- なお、輸出する貨物が本リストのどの8桁コードに該当するか疑問がある場合は、あらかじめ申請者(輸出者)がシンガポール税関当局のホームページ等で確認するか、あるいは輸入者等を通じて当局に個別に相談することをおすすめします。

平成23年4月21日現在

Dairy products 牛乳・乳製品		Meat 食肉(加工品を含む)			Fruits and vegetable 果実・野菜(加工品を含む)					
04011000		02011000				07104000	07141090	08109010	20021090	20089930
04012000		02012000			07019000	07108000	07142000	08109020	20029090	20089940
04013000		02013000			07020000	07109000	07149010	08109030	20031000	20089990
04021030		02021000			07031019	07112010	07149090	08109040	20032000	21039090
04021090		02022000			07031029	07112090	08011100	08109050	20039000	
04022120		02023000			07032090	07114010	08011900	08109070	20041000	
04022190		02031100			07039090	07114090	08030010	08109080	20049090	
04022920		02031200			07041010	07115110	08030090	08109090	20051000	
04022990		02031900			07041020	07115190	08041000	08111000	20052010	
04029100		02032100			07042000	07115910	08042000	08112000	20052090	
04029900		02032200			07049010	07115990	08043000	08119000	20054000	
04031011		02032900			07049090	07119010	08044000	08121000	20055100	
04031019		02061000			07051100	07119020	08045010	08129000	20055900	
04031091		02062100			07051900	07119030	08045020	08131000	20056000	
04031099		02062200			07052100	07119040	08045030	08132000	20057000	
04039010		02062900			07052900	07119050	08051010	08133000	20058000	
04039090		02063000			07061010	07119060	08051020	08134010	20059100	
04049000		02064100			07061020	07119090	08052000	08134020	20059900	
17049020		02064900			07069000	07122000	08054000	08134090	20060000	
18069020					07070000	07123100	08055000	08135000	20082000	
19011020					07081000	07123200	08059000	08135010	20083010	
19019010					07082000	07123300	08061000	08135020	20083090	
19019031					07089000	07123910	08062000	08140000	20084010	
19019039					07091000	07123920	08071100	09101000	20084090	
19019090					07092000	07123990	08071900	09103000	20085010	
21050000					07093000	07129010	08072010	09109910	20085090	
22029010					07094000	07129090	08072090	12030000	20086010	
22029030					07095100	07131090	08081000	12112090	20086090	
					07095900	07132090	08082000	12119099	20087010	
					07096010	07133190	08091000	12122090	20087090	
					07096090	07133290	08092000	12129100	20088019	
					07097000	07133390	08093000	12129919	20088090	
					07099090	07133990	08094000	12129990	20089100	
					07101000	07134090	08101000		20089210	
					07102100	07135090	08102000	20011000	20089220	
					07102200	07139090	08104000	20019010	20089290	
					07102900	07141011	08105000	20019090	20089910	
					07103000	07141019	08106000	20021010	20089920	

Seafood

水産物(加工品を含む)

03019100	03034600	03062210	16041311
03019200	03034900	03062220	16041319
03019310	03035100	03062230	16041391
03019390	03035200	03062241	16041399
03019400	03036100	03062249	16041410
03019500	03036200	03062291	16041490
03019911	03037100	03062299	16041510
03019919	03037200	03062310	16041590
03019921	03037300	03062320	16041610
03019929	03037400	03062330	16041690
03019931	03037500	03062341	16041920
03019939	03037600	03062349	16041930
03019940	03037700	03062391	16041990
03021100	03037800	03062399	16042011
03021200	03037910	03062410	16042019
03021900	03037920	03062420	16042021
03022100	03038010	03062491	16042029
03022200	03038020	03062499	16042091
03022300	03041100	03062910	16042099
03022900	03041200	03062920	16043010
03023100	03041900	03062991	16043090
03023200	03041900	03062999	16051010
03023300	03042100	03071010	16051090
03023400	03042200	03071020	16052011
03023500	03042900	03071030	16052019
03023600	03049100	03072110	16052091
03023900	03049200	03072120	16052099
03024000	03049900	03072910	16053000
03025000	03051000	03072920	16054010
03026100	03052010	03073110	16054090
03026200	03052090	03073120	16059010
03026300	03053000	03073910	16059090
03026400	03054100	03073920	16059090
03026500	03054200	03074110	
03026600	03054900	03074120	
03026700	03055100	03074910	
03026800	03055910	03074920	
03026910	03055920	03075110	
03026920	03055990	03075120	
03027000	03056100	03075910	
03031100	03056200	03075920	
03031900	03056300	03079110	
03032100	03056910	03079110	
03032200	03056990	03079120	
03032900	03061100	03079120	
03033100	03061200	03079910	
03033200	03061300	03079910	
03033300	03061400	03079920	
03033900	03061900	03079990	
03034100	03062110	05119190	
03034200	03062120	16041110	
03034300	03062130	16041190	
03034400	03062191	16041210	
03034500	03062199	16041290	

別表2

シンガポール政府が日本からの輸入を一時停止している産品
(平成23年4月21日現在)

- | |
|---------------------------------------|
| ・福島、茨城、栃木、群馬で産出された牛乳・乳製品、食肉、果実、野菜、水産物 |
| ・埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡、兵庫で生産された果実、野菜 |

* 輸入一時停止の対象になった産品の品目分類コードについては、別表1を参照下さい。

(別記様式1)

シンガポール向け輸出食品（水産物を除く。）の輸出に関する証明申請書

年 月 日

京都府農林水産部長 様

申請者 住所

氏名

印

私は、シンガポール向けに輸出される食品に関する証明書発行手続要領4の別記様式2に基づく証明書について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置でないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴府及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

また、本証明に係る手数料については全額免除いただきますようお願いいたします。

Declaration for the import from Japan into the Republic of Singapore

Invoice Number..... **Declaration Number** AA2611SG

Kyoto Prefecture (competent authority)

DECLARES that the food of this consignment composed of:

.....(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at (embarkation place)

on (date of embarkation)

by (identification of transporter)

going to.....,Singapore (place and country of destination)

has been harvested and/or processed before 11 March 2011

is originating from the prefecture of Kyoto, and is NOT falling into the category of the products in the table below.

Exporter (name, address, country)

.....

Consignee (name, address, country)

.....

Done at Kyoto Prefecture on

(Stamp)

Stamp and signature of

authorised representative of competent authority

Director General for Department of Agriculture,

Forestry and Fisheries,Kyoto Prefecture

(Signature)

milk originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi and Gunma
milk products originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi and Gunma
seafood products originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi and Gunma
meat originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi and Gunma
fruits originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi ,Gunma, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa, Shizuoka and Hyogo.
vegetables originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi ,Gunma, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa, Shizuoka and Hyogo.

別記様式 3
証明発行依頼リスト
 (シンガポール向け)

社名先
 氏連絡先
 連絡先
 (TEL)

印

貨物コード

食品名

種別	HSコード	品名(商品名)	主原料*	輸出量	証明種別
<input type="checkbox"/> 生鮮食品				kg	<input type="checkbox"/> 3/11以前(加工食品のみ)
<input type="checkbox"/> 加工食品				(kg X ケース)	<input type="checkbox"/> 京都府産

食品名

種別	HSコード	品名(商品名)	主原料*	輸出量	証明種別
<input type="checkbox"/> 生鮮食品				kg	<input type="checkbox"/> 3/11以前(加工食品のみ)
<input type="checkbox"/> 加工食品				(kg X ケース)	<input type="checkbox"/> 京都府産

食品名

種別	HSコード	品名(商品名)	主原料*	輸出量	証明種別
<input type="checkbox"/> 生鮮食品				kg	<input type="checkbox"/> 3/11以前(加工食品のみ)
<input type="checkbox"/> 加工食品				(kg X ケース)	<input type="checkbox"/> 京都府産

* 申請食品が加工食品の場合はその主原料(原材料で最も重量の多いもの)を記入

別記様式4
加工食品 製造年月日確認書
(シンガポール向け)

今回、産地証明を申請した加工食品の製造年月日についてはこのとおりです。

氏名

印

別記様式5
加工食品 最終加工地確認書
(シンガポール向け)

会社名
所在地

工場名		該当欄*2
所在地		
製造加工品名		
TEL:		
工場名		
所在地		
製造加工品名		
TEL:		
工場名		
所在地		
製造加工品名		
TEL:		

製品購入・委託製造会社名*1
所在地

工場名		該当欄*2
所在地		
工場名		
所在地		
TEL:		
工場名		
所在地		
TEL:		

- *1 自社製造以外の製品がある場合
- *2 今回申請の加工食品についてその最終製造工場の該当欄に○印をつけてください。

記載以外の自社工場や製品購入、製造委託等をしている会社(工場)はありません。
氏名

印

別記様式6
加工食品 主原料生産地確認書
(シンガポール向け)

会社名 _____

品 名・主原料名	主原料名:
主原料の集荷日(又は生産日)	
主原料の原産地	
主原料の集荷先	

* それぞれの事項を証明できる集荷伝票の写しを添付のこと
ただし、集荷日、生産日、生産地(農家名、JA等)のいずれかが特定できる伝票であること。

* 複数の産地のものを混合して主原料として使用している場合は、その産地それぞれについて記入の上
(記入欄を増やしてください)、それらを証明する伝票等を添付のこと。

今回、産地証明を申請した加工食品の主原料の集荷についてはこのとおりです。

氏名

印

別記様式7
 生鮮食品 生産地確認書
 (シンガポール向け)

会社名 _____

品名	
輸出货量	(kg X kg ケース)
集荷先	
生産地*1 (京都府産に限る)	
集荷日	

品名	
輸出货量	(kg X kg ケース)
集荷先	
生産地 (京都府産に限る)	
集荷日	

*1 生産地については集荷先が府内JAやJA全農京都の場合は「京都府」、それ以外の場合はその場所が特定できるよう記入のこと
 (農業者などの場合はその住所など)

* 集荷伝票の写しを添付のこと
 ただし、生産地(農家名、JA等)が特定できる伝票であること。

* 集荷伝票で生産地が特定できない場合は生産地が特定できる伝票も含めて添付すること。

今回、産地証明を申請した生鮮食品の集荷についてはこのとおりです。

氏名

印

その他の国向けに輸出される食品に関する証明書発行手続要領

平成23年4月25日
京都府農林水産部

1 申請受付対象

- (1) 加工食品については京都府内に加工場がある事業者で、次の2の(1)に該当する食品を諸外国（EU、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス、シンガポールを除く）に輸出するに当たり証明書の発行を希望される事業者
- (2) 生鮮食品については、次の2の(2)に該当する食品を諸外国（EU、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス、シンガポールを除く）に輸出するに当たり証明書の発行を希望される事業者

2 証明書を発行する食品

(1) 加工食品

次のア又はイを証明

- ア 最終の加工地が京都府内で、平成23年3月11日より前に加工されたもの
- イ 最終の加工地が京都府内で、その主原料*が相手国の指定する都道府県のものでないもの

* 原材料の重量に占める割合が最も高い材料

(2) 生鮮食品

京都府内で産出（収穫など）されたもの

3 申請書提出様式

申請される事業者等の方は記入例を参照の上、それぞれ希望される証明内容ごとに下記様式を提出のこと

□別記様式2～8の記入例（記入注意事項）

(1) 加工食品の場合

ア「最終の加工地が京都府内で、平成23年3月11日より前に加工されたもの」の証明を希望される事業者等

- (ア) 証明書発行申請書（別記様式1）
- (イ) 諸外国への輸出申請書（別記様式2）
- (ウ) 証明書発行依頼リスト表（別記様式3）
- (エ) 加工食品製造年月日確認書（別記様式4）
- (オ) 放射能検査確認書（別記様式8）（相手国から放射能検査結果の証明を求められている場合）

(カ) 集荷伝票、放射能検査結果等の写し（別記様式4及び8を証明する資料）

(キ) 返信用封筒（郵送での証明書の返信を希望される場合）

(ク) 別記様式2の記載事項を確認することができる書類（INVOICE）等

イ「最終の加工地が京都府内で、その主原料が相手国の指定する都道府県のものでないもの」の証明を希望される事業者等

- (ア) 証明書発行申請書（別記様式1）
- (イ) 諸外国への輸出申請書（別記様式2）
- (ウ) 証明書発行依頼リスト表（別記様式3）
- (エ) 加工食品加工地確認書（別記様式5）
- (オ) 加工食品主原料生産地確認書（別記様式6）
- (カ) 放射能検査確認書（別記様式8）（相手国から放射能検査結果の証明を求め

られている場合)

- (キ) 集荷伝票、放射能検査等の写し(別記様式6及び8を証明する資料)
- (ク) 返信用封筒(郵送での証明書の返信を希望される場合)
- (ケ) 別記様式2の記載事項を確認することができる書類(INVOICE)等

(2) 生鮮食品の場合

ア 「京都府内で産出されたもの」の証明を希望される事業者等

- (ア) 証明書発行申請書(別記様式1)
- (イ) 諸外国への輸出申請書(別記様式2)
- (ウ) 証明書発行依頼リスト表(別記様式3)
- (エ) 生鮮食品生産地確認書(別記様式7)
- (オ) 放射能検査確認書(別記様式8)(相手国から放射能検査結果の証明を求められている場合)
- (カ) 集荷伝票、放射能検査等の写し(別記様式7及び8を証明する資料)
- (キ) 返信用封筒(郵送での証明書の返信を希望される場合)
- (ク) 別記様式2の記載事項を確認することができる書類(INVOICE)等

4 証明書発行

京都府農林水産部は、申請者が輸出相手国において効力を有しない可能性について了解された上で、提出された上記申請書事項を審査確認の上、別記様式2に署名押印することにより、証明書を発行

5 申請手順

- (1) 申請書を窓口まで郵送又は持参。なお、事前に申請書をFAX又はメールで送付いただければ事前審査を行うことも可能

窓口

京都府農林水産部研究普及ブランド課 輸出食品証明申請窓口

〒 602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(TEL : 075-414-4972 または 4973、FAX : 075-414-4974)

(メールアドレス : kenkyubrand@pref.kyoto.lg.jp)

※郵送の場合は表に「輸出証明申請在中」と朱書きのこと

※持参される方は京都府庁2号館6階

※窓口での受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで

- (2) 本申請について手数料は無料(手数料全額免除対象)
- (3) 返信用封筒は住所等を記入の上、切手を貼付したものを準備。なお、特定記録郵便(配達記録付き)で返信のため、切手は基本料金プラス160円を貼付のこと
- (4) 提出書類に不備があった場合の連絡のため、必ず申請書に担当者氏名及び連絡先電話番号を記入のこと
- (5) 証明書は郵送にて返送。また、受け取りを希望される場合はその旨連絡のこと

6 問い合わせ等

詳細は京都府ホームページ(研究普及ブランド課内「京都府の農林水産物・加工品の輸出促進」)を参照

お問い合わせは京都府農林水産部研究普及ブランド課 輸出食品証明申請窓口

(TEL : 075-414-4972 または 4973 FAX : 075-414-4974) 京都府庁2号館6階まで

※窓口での相談受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで

(別記様式 1)

諸外国向け輸出食品の輸出に関する証明申請書

年 月 日

京都府農林水産部長 様

申請者 住所

氏名

印

私は、_____向けに輸出される食品に関する証明書発行手続要領3の別記様式2に基づく証明書について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置でないこと及び輸出相手国等において効力を有しない可能性があることにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴府及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

また、本証明に係る手数料については全額免除いただきますようお願いいたします。

Declaration for the import of food from Japan

Consignment Code: _____ Declaration Number: _____

Kyoto Prefecture of Japan certifies that the food in this consignment composed of

(description of consignment, product, number and type of package, gross or net weight)
on _____ (date of embarkation)
by _____ (transportation method – sea, air post, etc.)
going to _____ (place and country of destination)
embarked at _____ (embarkation place),
which

- has been harvested and/or processed before 11 March 2011
- has been processed in Kyoto Prefecture and whose main material is originating from _____
- has been sampled on _____ (date), and subjected to laboratory analysis on _____ (date) at _____ (name of laboratory) to determine the level of the radionuclides, iodine-131, cesium-134 and cesium-137 in order to comply with the instruction of your country. The analytical results are in compliance with the standards stipulated by CODEX. The analytical report is attached.

Done on: _____ (date)

Authorized by: Nakao Imanishi Stamp
Director General for Department of Agriculture,
Forestry and Fisheries, Kyoto Prefecture

Confirmed by: _____ (signature)

*Kyoto Prefectural Government's division in charge of the product certification confirms the content of this certificate and the director general of the Kyoto Prefectural Department of Agriculture, Forestry and Fisheries authorizes this certificate.

<Radiation Standards (Bq/kg)>

CODEX: radioactive iodine ¹³¹I : 100 radioactive cesium ¹³⁴Cs and ¹³⁷Cs : 1,000

<Radiation levels in Kyoto Prefecture>

According to the recent survey on radiation levels in the environment in major cities announced by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (<http://www.mext.go.jp/>) of Japan, the measurements observed in Kyoto Prefecture remained as the same level as those before the Great East Japan Earthquake of 11 March 2011.

This certificate is formed based on the declaration for the import into the European Union in accordance with the Commission Implementing Regulation (EU) No 297/2011.

別記様式 3
証明発行依頼リスト

会 社 名 名
氏 連 絡 先 (TEL)

印

食品名

貨物コード

種別	品名(商品名)	主原料*	輸出量	輸出相手国	証明種別
<input type="checkbox"/> 生鮮食品			kg		<input type="checkbox"/> 3/11以前(加工食品のみ)
<input type="checkbox"/> 加工食品			(kg X ケース)		<input type="checkbox"/> 京都府で産出 <input type="checkbox"/> 放射能結果

食品名

種別	品名(商品名)	主原料*	輸出量	輸出相手国	証明種別
<input type="checkbox"/> 生鮮食品			kg		<input type="checkbox"/> 3/11以前(加工食品のみ)
<input type="checkbox"/> 加工食品			(kg X ケース)		<input type="checkbox"/> 京都府で産出 <input type="checkbox"/> 放射能結果

食品名

種別	品名(商品名)	主原料*	輸出量	輸出相手国	証明種別
<input type="checkbox"/> 生鮮食品			kg		<input type="checkbox"/> 3/11以前(加工食品のみ)
<input type="checkbox"/> 加工食品			(kg X ケース)		<input type="checkbox"/> 京都府で産出 <input type="checkbox"/> 放射能結果

* 申請食品が加工食品の場合はその主原料(原材料)で最も重量の多いものを記入

別記様式4
加工食品 製造年月日確認書

今回、産地証明を申請した加工食品の製造年月日についてはこのとおりです。

氏名

印

別記様式5 加工食品 最終加工地確認書

会社名
所在地

工場名		該当欄*2
所在地		
製造加工品名	TEL:	
工場名		
所在地		
製造加工品名	TEL:	
工場名		
所在地		
製造加工品名	TEL:	

製品購入・委託製造会社名*1
所在地

工場名		該当欄*2
所在地		
工場名	TEL:	
所在地		
	TEL:	

*1 自社製造以外の製品がある場合

*2 今回申請の加工食品についてその最終製造工場の該当欄に○印をつけてください。

記載以外の自社工場や製品購入、製造委託等をしている会社(工場)はありません。
氏名

印

別記様式6
加工食品 主原料生産地確認書

会社名 _____

品名・主原料名	主原料名:
主原料の集荷日(又は生産日)	
主原料の原産地	
主原料の集荷先	

*それぞれの事項を証明できる集荷伝票の写しを添付のこと
ただし、集荷日、生産日、生産地(農家名、JA等)のいずれかが特定できる伝票であること。

*複数の産地のものを混合して主原料として使用している場合は、その産地それぞれについて記入の上
(記入欄を増やしてください)、それらを証明する伝票等を添付のこと。

今回、産地証明を申請した加工食品の主原料の集荷についてはこのとおりです。

氏名

印

別記様式7
生鮮食品 生産地確認書

会社名 _____

品名	
輸出货量	(kg X kg ケース)
集荷先	
生産地*1 (京都府産に限る)	
集荷日	

品名	
輸出货量	(kg X kg ケース)
集荷先	
生産地 (京都府産に限る)	
集荷日	

*1 生産地については集荷先が府内JAやJA全農京都の場合は「京都府」、それ以外の場合はその場所が特定できるよう記入のこと
(農業者などの場合はその住所など)

* 集荷伝票の写しを添付のこと
ただし、生産地(農家名、JA等)が特定できる伝票であること。

* 集荷伝票で生産地が特定できない場合は生産地が特定できる伝票も含めて添付すること。

今回、産地証明を申請した生鮮食品の集荷についてはこのとおりです。

氏名

印

別記様式8
放射能検査確認書

会社名 _____

【検査の概要】

検査サンプルの採取日	
検査サンプルの検査日	
検査機関名	

【検査結果】

放射性ヨウ素 ^{131}I	
放射性セシウム ^{134}Cs	
放射性セシウム ^{137}Cs	

* 検査結果を確認できる分析結果を添付のこと。

今回、産地証明を申請した加工食品の放射能検査についてはこのとおりです。

氏名

印